

2001年 夏号

おおぞら

No.2

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp



残暑お見舞い申し上げます

構造改革、司法改革、さらには憲法改正（改悪）。新世紀を迎える、「改」が大はやりだ。

しかし何を「改める」のか。何のために「改める」のか。「改める」行き先はどこに向かうのか。中身は、それぞれに心許ない。単に「改める」というイメージに踊つてしまっては、取り返しのつかないことになりかねない。

それぞれに根本にある事実を見極める必要がある。そのうえで、護るものと改めるもの。その具体的な事実を論議しなければならない。「改」は、けつして新しい良いものを運んでくるだけではない。

札幌おおぞら事務所を開設して、ちょうど1年。まだまだ日々の業務に追われ、めざそうとする事務所のあり方を描くことをすらおぼつかない。それでも、「平和と市民の人権を守る」という開設の意気込みを、改めることはない。

引き続きご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

2001年 夏 札幌おおぞら法律事務所一同

中国人強制連行(劉連仁)事件判決

国の賠償責任を認める

弁護士 田中 貴文

7月12日午後1時20分東京地方裁判所は、劉連仁訴訟について、被告国に対し2000万円の損害賠償を命ずる判決を言渡しました。この判決は戦争中の強制連行・強制労働については請求を棄却したという点で極めて不十分なのですが、①国の戦後の救済義務違反に基づく損害賠償請求を認めた点、②除斥期間制度の適用の結果が、「著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなう」として国の除斥の主張を明確に退けた点で評価することができます。

この裁判は平成8年3月25日、東京地裁に提訴されました

たが、平成12年9月2日原告の劉連仁氏は、この判決の結果を見ることなく87歳で死去しました。劉連仁氏は帰国直後の昭和33年から日本国政府に対し強制連行・強制労働の加害責任を追及しつづけており、今日の判決をどれだけ待ち望んでいたか、あと1年生きていてくれていたらと思うと非常に残念です。全国の弁護団・支援団体は国に対し、この判決を厳粛に受け止めて、原告らに謝罪して控訴せず、あわせて全国でたたかわれている中国人強制連行・強制労働事件について、ただちに全面解決のための和解に応じることを要請しましたが、不当にも国は7月23日控訴しました。

去る7月10日、札幌地裁で中国人強制連行北海道訴訟事件の原告王子安氏、王井全氏2名の原告本人尋問が行われ、被告企業、国が戦争中に中国人労働者にいかにひどい扱いをしてきたかが明らかにされました。国や企業は彼らをまさに「戦利品=物」として扱ったのです。王井全氏は日本で受けた足の傷がもとで働くことのできない体となり、生涯他人の世話になりますながら生きて来ざるを得ませんでした。また王子安氏は、栄養不良により難治性の皮膚病に罹患し、現在もなおその症状にやまされ続けています。

私たちは加害の事実に目をおおってはなりません。事実を直視し、加害行為に対しては誠実に謝罪し、被害を賠償することが、日本がアジアの一員として国際社会で認められる第一の条件であると思います。

(中国人強制連行事件北海道訴訟弁護団事務局長)



しっかり政治を見ていこう

田中 貴文



参議院議員選挙で「改革」に伴う「痛み」を標榜する小泉政権が支持されました。しかし、この北海道においては「痛み」はこれから先のことではなく、ここ数年前から既に始まっているとの感を強くします。特に公共事業への依存度が高い土木・建築関係の不況は著しく、会社倒産、従業員の解雇問題、賃金切り下げ・手当の廃止、労働時間の延長など労働条件の悪化などの相談が多く寄せられています。再就職先もなく、債務整理（任意返済）から生活保護受給・破産申告に至るケースも少なくありません。この先、さらに「痛み」が伴うとしたらこの道民の生活はどうなるのでしょうか。国民の税金を投入して国は銀行を救済しました。国民を救済するために、国は何をしてくれるのでしょうか。しっかり政治を見ていきたいと思います。

筑豊じん肺訴訟で全面勝利!!

今こそ「じん肺のない21世紀」へ

弁護士 太田 賢二

7月19日、福岡高裁は、筑豊じん肺訴訟について画期的な判決を言い渡した。国のじん肺加害責任を認め、三井鉱山・日鉄鉱業の時効主張を全面的に排斥した。

筑豊じん肺訴訟は、三井鉱山外複数の炭鉱企業を被告とし、国のじん肺加害責任をも追及している点で、北海道石炭じん肺訴訟と同じ構造を持つ。筑豊16年、北海道15年の訴訟の歩みは、ずっと連動してきた。その筑豊訴訟が、全面勝利の判決を勝ち取った。

国に、じん肺加害責任あり！

国は、石炭増産政策を推し進める中で、炭鉱企業の存廃や経営に強く関わってきた。国は、生産性を重視した企業を黙認し、炭鉱労働者の命と健康をないがしろにしてきた。その結果、多数のじん肺患者が発生し続けてきた。炭鉱はなくなつたがじん肺は残つた。

国は、今日でも毎年1000名以上のじん肺要療養患者が発生し続けることについて真摯に反省し、じん肺根絶のための本格的な対策を取るべきである。不当にも国は上告した。しかし裁判所が石炭政策を厳しく糾弾した意味は、極めて大きい。

被告企業の時効主張も全面的に退ける！

じん肺訴訟の最大の争点が「時効」である。判決は、じん肺の進行性・不可逆性という特徴と、被害の長期・重篤な点、さらにはじん肺死の悲惨さを十分理解したうえで、被告企業の時効主張は、「著しく正義に反し、権利の濫用として許されない。」と判断し、じん肺患者救済の道を大きく広げた。

もはやじん肺発生企業が、じん肺問題の解決を先延ばしにする口実は全くなくなった。三井鉱山はもちろん、今なお北海道じん肺訴訟の被告として責任を争っている住友石炭・三井建設を含むすべてのじん肺加害企業は、じん肺問題を全面的に解決すべきである。



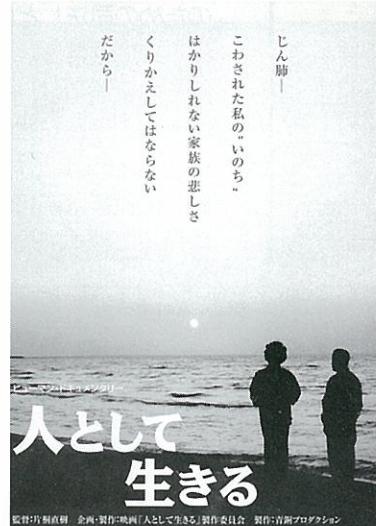
北海道じん肺の解決、そしてじん肺を根絶しよう！

ILO・WHOの労働衛生合同委員会は、2015年までにじん肺根絶を各国に勧告している。

この2月には、全国のトンネルじん肺訴訟の和解解決が大きく進んだ。その和解でも、国のじん肺防止対策にまで深く言及している。

北海道石炭じん肺訴訟も、第1陣の提訴以来すでに15年が経過している。すでに100名以上の原告患者が、訴訟の解決を見ることなく亡くなつた。筑豊じん肺訴訟の判決を受け、北海道じん肺訴訟を含め、今こそじん肺根絶の時だ。

ぜひじん肺根絶の闘いにご支援をお願いいたします。



古代史に興味津々

太田 賢二

最近、日本の古代史に興味がある。邪馬台国、前方後円墳、聖徳太子、大化革新等々。最初はありきたりの入門書から、最近はこむずかしい専門書まで手を伸ばし始めた。かつて知識として習ったことを、改めて「歴史」という流れの中で、つなぎ合わせたり、違った視点から見てみたり。当たり前のことだが、歴史は、ずっと繋がっている。それは21世紀の現在に至り、他方弥生時代さらには縄文時代にまで継続してさかのぼる。そんな思いで、改めて古代史を考える。変わらないと思っていた歴史が自分で動く。うーん、何とも不可思議。

この秋には、奈良大和、出雲を訪ねる機会(出張)がある。いろいろ想像力を働かせて、見て回りたい。でも長居をすると、札幌に戻つてからが大変だろうなあ。



司法制度改革審議会の最終意見出る!!

一真の司法改革は、どうあるべきか?—

2年にわたって議論された司法制度改革審議会の最終意見が、6月に発表された。最近、「司法改革」「裁判員制度」さらには、「ロースクール」等という言葉を、新聞等で見聞きした方も多いだろう。

意見書の中身は多岐にわたる。そこで柱とされているのは、「市民による司法」とか「市民のための司法」ということだ。

しかし意見書は、弁護士を「社会生活上の医師」と位置づけ、弁護士の公益性に基づく社会的責務の実践を強調している。他方で、弁護士の根本的職責とも言うべき「基本的人権の擁護」の役割は、矮小化されている。また、現在の司法の根本的な問題は裁判所にある、という

意識も大きく欠落している。

どこかおかしくはないか?「改革」というお題目に惑わされてはいけない。「市民の司法」ということは、決して市民に迎合することではない。司法は、行政や立法と全く異なる立場で民主主義を支えていかなければならない。

ともあれ司法改革問題が、あらたな局面に入つたことは間違いない。今後は、この意見書に即した形での法改正等が行われる。その過程において、引き続きこの意見書の本質については、十分な議論が必要だ。

私たちは、いかなる方向が、真に「市民の視点での司法改革」になるかを、実践をもって訴え続けていきたい。



4月に札幌市内へ引っ越し、気分一新、事務所へ持つて行くお弁当作りに奮闘していた毎日。油ハネにあっても、小麦粉を吹き飛ばしても頑張っていましたが、現在、休戦中……。

沢辺 千春

5月の台湾は気温36度と北海道では考えられない所でした。初めて足ツボマッサージを経験し、激痛の余り悲鳴をあげてしまいました。でもその後の爽快感は忘れられません。そして最終日の北京ダックは最高でした!

本間 芳江

事務局あいさつ



沢辺 本間 斎藤 閔

最近、月一回ぐらいの割合で事務所の皆さんと映画に行くのが習慣になってきました。約2時間程の間、映画の世界だけに没頭することが最近の私にとって大切な気分転換の時間になっています。

斎藤 佳苗

作家の遠藤周作が好きだ。彼は生前、仕事の休憩で外に出た際に公園にいる人や、本屋で会う人とよく喫茶店に行って話をしたらしい。私も彼と会って話を聞いてみたかった。いつか長崎県の外海町にある遠藤周作文学館に行ってみたいと思っている。

関 美奈子

事務所からのご案内

1、8月11日(土)から16日(木)まで、お盆休みとさせていただきます。

2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。

3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5000円程度です。



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL (011)261-5715 FAX (011)261-5705
E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp